

伊勢崎市中小企業自社製品出展事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内中小企業者が自社製品・自社技術を積極的に公開宣伝し、併せて先進技術情報の蓄積及び情報交換を図るため、展示会等に出展する企業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（同項第4号に規定する小売業に属する事業を主たる事業として営むものを除く。）をいう。
- (2) 本社 商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書に記載された本店をいう。
- (3) 展示会 取引先の開拓及び受注機会の確保を目的に県外及び海外で開催される展示会、見本市、商談会等をいう。ただし、一般消費者への商品等の販売を主たる目的とするものを除く。
- (4) オンライン展示会 ウェブサイト（インターネット通販サイト、ネットショッピングその他これらに類する常設型のウェブサイト以外のものをいう。）上で行う展示会、見本市、商談会等をいう。
- (5) 展示会等 展示会又はオンライン展示会をいう。
- (6) 主催者等 展示会等の主催者及び展示会の小間を借り上げて共同出展事業を行う団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請時において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本社がある中小企業者であり、かつ、市内に事業所を有するもの
- (2) 市税の滞納がない者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、主催者等が開催する展示会等に補助対象者が自ら出展する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、中小企業者が主催者等へ直接支払う次に掲げる経費(消費税相当額を含む。)とする。

- (1) 小間料及びブース賃借料(オンライン展示会にあっては、登録料、参加料等)
- (2) 出展負担金
- (3) 展示装飾費(オンライン展示会にあっては、当該展示会で使用するコンテンツ作成費)
- (4) 備品借上料

2 前項の補助対象経費が7万5,000円未満の場合には、補助金交付の対象としない。

(補助額等)

第6条 前条の経費に対する補助額は、当該経費の3分の2以内の額とし、20万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 交付申請は、同一年度において1社当たり2回を限度とする。

(申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の規定による申請は、様式第1号によるものとし、その提出時期は、当該補助事業を開始しようとする日の10日前までとする。

(記載事項)

第8条 規則第4条第2項第5号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 展示会等の出展申込書の写し
- (2) 商業登記簿に係る登記事項証明書
- (3) 法人の所在証明書
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類

2 規則第4条第2項第3号に掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者等は、市長の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(添付書類)

第12条 規則第13条の実績報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 出展に伴う経費の支払を証する書類

(2) 展示会等の資料、写真等

(報告書の提出時期等)

第13条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業等の完了（補助事業等の廃止の場合を含む。第15条第2項において同じ。）後30日以内とする。

(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知の様式は、様式第4号のとおりとする。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第16条 規則及びこの要綱に基づき市長に提出する書類は、経済部企業誘致課を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。